

EEZ展開へ向けた残る論点と 対応の方向性案

2024年1月26日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

- 1. 前回（第21回洋上WG合同会議（12/25））及び
前々回（第20回洋上WG合同会議（11/15））
の主な御指摘事項**
- 2. 本日御議論いただきたい事項**

前々回（合同会議第20回（11/15）の主な御指摘事項①

1. 区域創出関係

- 大きなエリアを設定することで、事業者が手がけやすく、創意工夫を凝らしてエリアを選定できるという点が重要ではないか（原田委員）
- 風況・海象は、事業者が事業計画を策定する際に有益な情報。特に、海底地盤については、風車の具体的な設置位置等事業計画にかかわるので、事業者が決定した後、当該事業者が詳細調査をする形がよいのではないか。（石原委員）
- EEZになると接続点が比較的自由に選択できるようになると思われるが、他方で、系統の制約も出てくる可能性がある。系統に関する観点も加えていくことが重要。（飯田委員）
- 沖合漁業については、かなり広い範囲で操業されているため、漁法別にそれらがどのような状況になっているかを確認することが重要。具体的には、水産庁担当部署や漁業関係団体への聞き取りを行いつつ、国が海域を選定していくことが必要ではないか。（片石委員）
- また、EEZでは、広い漁場で漁業を行うまき網漁業や底引き網漁業といった、いわゆる沖合漁業との協調が必要となる。（片石委員）
- EEZでは、漁業との共生については、従来の沿岸における漁業権漁業とは異なり、許可漁業との共生が中心となってくる。また、従来の沿岸の海域における共生策では、地域振興というコンセプトがあったが、これもEEZでは異なるものになるのではないか。（来生委員）

前々回（合同会議第20回（11/15）の主な御指摘事項②

2. 事業者決定プロセス

- 支援価格の決定から着工までのリードタイムの短縮によりインフレリスク等に対応可能であることから、二段階方式は有効と考える。（原田委員）
- 事業者にとって、二段階方式の方が、具体的な検討を最終投資判断の近くで実施できるため、リスクもだいぶ減らすことができる。諸外国の事例を見ると、大規模なプロジェクトを展開できるのは、二段階方式である。（飯田委員）

3. 事業者の選定基準

- 開発の観点から言えば、EEZであろうと領海であろうと大差はない。一般海域の選定基準を基本的に適用してもよいのではないか。（石原委員）
- 外国企業の参入が想定される中、国内産業の育成という観点も重要であり、SPCの海外比率等も検討していくべきではないか。（飯田委員）

前回（第21回洋上WG合同会議（12/25））の主な御指摘事項①

論点1．領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うか。

- 国連海洋法条約に定められる主権的権利は目的限定的ではあるが領域主権の権利を認めるものであるため、沿岸国の権利がしっかり確保されるように検討していくべき。（来生委員）
- 許可制度が適切。風からのエネルギー生産以外の再エネについても検討してはどうか。（飯田委員）

論点2．日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、3点の政策目的（①複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性ある仕組み）を同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。

- 全体的な方向性に賛同。1段階目で事業者はどういった情報を求めていくのか検討していくべき。（原田委員）
- 事業を実施する区域が重複した場合の調整が本当にワークするのか。事業者の適格性や価格をどの段階で、どれくらいの粒度で見るのかも検討していくべき。（桑原委員）

論点3．EEZにおいて、募集区域は如何なる考え方に基づき設定すべきか。例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。

- 国が広い範囲を設定するとあるが、広すぎるのもよくない。事業者間の競争を促す観点から例えば3GW程度にしてはどうか。また、プロジェクトの大きさについて、英国の例では、出力規模の範囲（60～120万kW）と設定しており、大規模開発を促している。（石原委員）
- 公告・縦覧や各省協議について、漁業者の声を丁寧に聞いた上で除外区域の設定もしていくべき。（片石委員）
- JOGMECはセントラル調査など、洋上風力についても大きな役割を担うことになると思うので、実施体制や予算面等の強化が必要ではないか。（原田委員）
- 区域の指定の際に、系統についても考慮しながら進めていくべき。（飯田委員）

前回（第21回洋上WG合同会議（12/25））の主な御指摘事項②

論点4．事業者の選定基準は如何にあるべきか。

- EEZになると国際的な取り決めに加えて、海域の状況がわからない等条件が厳しいこともあるため、ゼロプレミアム水準の考え方の緩和も必要ではないか。（飯田委員）
- 事務局案は必ずしも入札を伴わない制度の提案と理解。その中で事業規律をどう効かせていくのかを考えていく必要があるのではないか。（桑原委員）
- イギリスではリース料として事業者から費用を徴収しているが、日本では一切お金を取らないことで良いのか。（石原委員）
- 仮の許可を受けた事業者が事業の譲渡をすることも想定されるが、規律を保ちながら進めていくべき。（加藤委員）
- 事業者への権利付与に際して、規律を保つ観点から権利だけでなく義務的なものを含め何らかの負担を求めた方がよいのではないか。（大串委員）

その他

- 全体としてEEZの法整備は重要。領海内の浮体式も始まったばかりで並行して進めることが重要。（桑原委員）
- EEZで、大水深であり浮体式の技術開発も進めていくべき。（菊池委員）
- 許可制度の下で利害関係者も登録制度にしてはどうか。（飯田委員）
- （仮許可を受けた）複数の事業者が漁業者と調整すると混乱が生じるのではないか。漁業資源調査や漁業動向調査等は広域に対応していく必要があるので、国も関与しながら調整していくべきではないか。（片石委員）

1. 前回（第21回洋上WG合同会議（12/25））
における主な御指摘事項
2. **本日御議論いただきたい事項**

本日も議論いただきたい事項

- 前回（第21回洋上WG合同会議（2023年12月25日））では、EEZにおける洋上風力発電の実施に向けて、制度全体（論点1・2）、区域設定（論点3）、事業者選定（論点4）についてご意見をいただきました。
- 本日は、残る論点として、利害調整、FIT/FIP制度、事業規律に関する以下の論点について、ご意見をいただきたい。

論点

利害調整	5. （仮の許可を受けた事業者が、その後の許可を受けるまでの間に実施する） <u>利害関係者との調整</u> については、どのように行っていくべきか。
事業規律	6. 調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐために、 <u>どのような措置が必要か</u> 。
FIT/FIP制度	7. <u>洋上風力発電事業の実施に係る許可を受けた事業者について、支援が必要な場合</u> 、どのように措置すべきか。

※本資料は現時点の事務局案であり、委員のご意見やパブコメを経て成案を得ていくものである。

論点5：利害関係者との調整

(仮の許可を受けた事業者が、その後の許可を受けるまでの間に実施する) 利害関係者との調整については、どのように行っていくべきか。

<対応案>

- EEZにおいて洋上風力発電を実施していくに当たっては、現行制度と同様、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図ることが重要である。そのため、利害関係者と発電事業に関し必要な協議を行う協議会を組織することとしてはどうか。
- 協議会については、国に加えて、国により仮の許可の付与を受けた事業者も構成員として協議に参加することとし、国を事務局として、構成員については、関係漁業者の組織する団体や学識経験者等とする。都道府県や関係機関については、EEZに対する管轄権はないが、例えば、領海における海底送電線のルートや基地港湾に関する検討状況を踏まえて、構成員として追加してはどうか。
- また、募集区域内において活動する漁業者団体等が、仮の許可の付与を受けた複数の事業者と調整することとなった場合、当該漁業者団体等による対応コストが増大することが想定されるため、このような場合については、協議会の設置に際して、国が統一的な調整枠組を設けるなどの工夫をする。
- 協議会では、現行制度と同様に、主に、漁業や船舶の航行等との関係から風車を設置しないエリア、工事時期や施工方法に関する条件、事業者が実施する漁業影響調査の内容・共生策等について議論する。こうした調整が調わない場合、事業者は発電設備の設置に係る許可を得られない。
- 発電設備の設置に係る許可を受けた後であっても、現行制度と同様に、事業者は、その事業や漁業影響調査等の実施状況について、協議会に報告し、必要な措置を講じていく必要がある。

論点6：事業規律

調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐために、どのような措置が必要か。

<対応案>

- 国による募集区域の検討や事業者による発電設備の設置に係る基本設計に使用可能な風況等のデータ（セントラル方式により取得するデータ）については、国費により国が取得するものである。このため、発電設備の設置に係る許可を受けた事業者については、その応益負担を求めるとともに、事業者による不当な申請を防止するため、事業者に対する仮の許可の付与や許可の際に、事業の適切性について審査するほか、以下の条件を付すことにより事業規律の適正化を図っていくこととしてはどうか。
 - ① 発電設備の設置に係る許可を受けた事業者に対して、セントラル方式による調査に要した費用の負担
 - ② 事業者による保証金等の支払い
- また、事業を承継する場合には、事業者の適格性等について、一定の基準に基づき、厳格に審査していく。

論点7：FIT・FIP制度による事業者支援

洋上風力発電事業の実施に係る許可を受けた事業者について、支援が必要な場合、どのように措置すべきか。

<対応案>

- 許可を受けた事業者がFIT/FIP制度に基づく支援を受けようとする場合、再エネ特措法に基づく入札への参加を求めることとしてはどうか。
- これにより、再エネ特措法において供給価格の入札を通じた価格競争を行うことが可能となり、安価に洋上風力発電事業を実施できる事業を決定し、電気の利用者である国民負担の抑制を図ることが可能となる。ただし、事業者がFIT/FIP制度に基づく支援を求めない場合、この限りではない。
- 具体的には、①発電設備の設置に係る許可の際にも、事業者に供給価格の提示を求め、②再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、「①において当該事業者が提示した額」と設定するなど、より国民負担の抑制につながる仕組みとしてはどうか。

(参考) 区域の設定から事業者決定までのプロセス(案)

領海及び内水（現行制度）

都道府県からの情報提供

- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための意見照会

①法定協議会

- ・国、自治体等による利害関係者との調整（漁業者の組織する団体や学識有識者等）

国及びJOGMECによる 風況・海底地盤調査

②促進区域の指定

- ・利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧
- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための各省協議

③事業者の審査・選定

- ・一の促進区域内における競争
- ・価格と事業性の総合評価

④事業者選定（選定事業者）

- ・FIP申請認可
- ・海域占用許可（最大30年）
- ・詳細設計

EEZ

セントラル制度に基づく風況・海底地盤調査

①募集区域の指定

- ・利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧
- ・防衛レーダー、漁業等を予め考慮するための各省協議

②仮許可（仮許可事業者）

- ・事業者が募集区域内にて発電事業を実施する海域を設定し、国に申請
- ・事業者間にて区域が重複した場合には重複を解消

③協議会

- ・国、仮許可事業者等による利害関係者との調整（漁業者の組織する団体や学識有識者等）

③'詳細設計

- ・事業者による詳細設計

④設置許可（許可事業者）

- ・協議会における調整が整うこと等を要件に、事業者が国に申請

- ※FIT/FIP制度の適用を希望する場合
⑤再エネ特措法における入札プロセス

(参考) 諸外国における二段階方式の流れ

